

第十回特別弔慰金のお知らせ

市では、戦没者等（軍人軍属としての在職期間中、または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で亡くなった方）の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求を受け付けています。

■請求期限／平成30年4月2日

＊請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■支給対象者

平成27年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、右記の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

支給対象者の優先順位

戦没者等の死亡当時の遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
＊戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、①～④の順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
＊戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※請求先・お問い合わせは、福祉事務所 地域福祉支援係
（市役所1階、☎880-6566）まで

～ おわび ～

平成27年2月に、高知県後期高齢者医療広域連合からお支払しておりました「高額介護合算療養費」につきまして、南国市の事務処理誤りにより、339名の方への過払いが発生いたしました。

市民の皆さまにご報告申し上げますとともに、対象となる方には多大なご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理と確認作業の徹底をし、再発防止に努めてまいります。

市長 橋詰 壽人

＊過払い金の対象となる方には、関係する通知をお送りしています。

南国市や高知県後期高齢者医療広域連合の職員が、直接集金に訪問したり、ＡＴＭでの返金を案内するようなことはありませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、長寿支援課（☎880-6556）まで

●保健福祉センターからのお知らせ●

日本脳炎に気をつけよう！

みんなで考えませんか？



5月31日は「世界禁煙デー」

～地域のイベントでのたばこのマナーについて～

たばこを吸う人が直接吸い込む煙（主流煙）より、たばこの先から出るけむり（副流煙）の方が多くの有害物質が含まれています。たばこを吸わない人が、他の人のたばこの煙を吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。たばこのにおいを感じた時点で受動喫煙となります。

不特定多数の方が集まる場所では、たばこのマナーについて配慮が必要です。

◎定期予防接種を受けましょう

定期予防接種の対象者は接種が無料ですので、ぜひ受けるようにしましょう（対象となる幼児・学童には個人通知をしています）。

また、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、特例措置として合計4回（第1期3回と第2期1回）を20歳になるまで無料で受けることができます。ご希望の方は、保健福祉センターまでお問い合わせください。

◎蚊に刺されないように注意しましょう

蚊の多い季節がやってきました。日本脳炎に感染した飼育豚を蚊（コガタアカイエカ）が媒介して、ヒトが刺さされることにより日本脳炎を発症します。

◎子どもに起こりやすい受動喫煙による健康被害

気管支炎や肺炎、気管支ぜんそく、中耳炎など

◎妊婦に起こりやすい受動喫煙による健康被害

早産、低出生体重児（2500g未満）

◎口の中に起こりやすい受動喫煙による健康被害

歯周病、歯茎への色素沈着など

※お問い合わせは、保健福祉センター（☎863-7373）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料後納制度のお知らせ

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から27年9月末日までの3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度があります。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額の増額や年金の受給権取得につなげることができるようになります。

＊後納制度は事前に申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）、または南国年金事務所へご相談ください。

年金額が改定されます（平成27年4月分より）

平成27年4月分（6月15日支払分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）およびマクロ経済スライド（マイナス0.9%）を合わせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額となります。

20歳から60歳に達するまでの40年間に国民年金の保険料を全て納めた場合の老齢基礎年金は、満額で年額780,100円（月額65,008円）です。保険料を納めた期間が40年に不足する場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。

※お問い合わせは

南国年金事務所（☎864-1111）

市民課年金係（☎880-6555）まで